

# 令和元年度有料老人ホーム 立入検査結果報告書

吹田市 福祉部 福祉指導監査室

# 第1 立入検査の実施状況

## 目的

吹田市では、老人福祉法第29条及び吹田市有料老人ホーム設置運営指導指針、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし、有料老人ホームの施設運営の適正化を図ることを目的に、立入検査を実施しました。

## 実施回数

立入検査は、概ね3年に1回を目途に実施しています。また、大阪府と共同で年に1回、指導・研修会(集団指導)を実施しています。

立入検査の結果は、次のとおりです。

## 令和元年度立入検査結果一覧表(Ⅰ)

| サービス名称     | 対象数<br>(A) | 実施数<br>(B) | 実施比率<br>(B/A) |
|------------|------------|------------|---------------|
| 介護付有料老人ホーム | 9          | 1          | 11.1%         |
| 住宅型有料老人ホーム | 27         | 3          | 11.1%         |
| 合 計        | 36         | 4          | 11.1%         |

## 令和元年度立入検査結果一覧表(Ⅱ)

| サービス名称     | 指摘事業所数 | 文書指摘・口頭指導【あり】の事業所数 |        |            |
|------------|--------|--------------------|--------|------------|
|            | 合計     | 文書指摘のみ             | 口頭指導のみ | 文書指摘及び口頭指導 |
| 介護付有料老人ホーム | 1/1    | -                  | -      | 1          |
| 住宅型有料老人ホーム | 3/3    | -                  | -      | 3          |
| 合 計        | 4/4    | -                  | -      | 4          |

## 第2 文書指摘事項

### (1) 文書指摘事項の順位

| 順位  | 指摘事項         | 主な指摘原因                     |
|-----|--------------|----------------------------|
| 第1位 | 建物構造について     | 一時介護室の未設置、図面と現状の相違、食堂の記載誤り |
| 第2位 | 非常時対応について    | 防災体制の不備、消防・避難訓練の未実施        |
| 第2位 | 契約書・管理規程について | 重要事項説明書の実態との乖離や記載誤り        |

## (2) 主な指摘事項

### 【建物構造について】

| 番号 | 指摘内容  | 文書指摘 |
|----|---|------|
| 1  | 一時介護室が未設置であったため、入居者の状況(入居定員が2名以上の居室で感染症に罹患した場合)に応じて適切な数を確保すること。               |      |
| 2  | 相談室の図面内容が現状と異なるので修正すること。また施設内の案内図も現状と異なるので修正すること。                             |      |
| 3  | 給湯室が実際には鍵付き薬品保管室として使用されていたので、給湯室に戻し、医薬品については保管するための鍵付き保管庫を備えるとともに適正な管理に努めること。 |      |
| 4  | 共用施設数の数が食堂(1)と機能訓練室(1)と記載されているが現状は食堂兼機能訓練室(1)であるので修正すること。                     |      |

## 【非常時対応について】

| 番号 | 指摘内容  | 文書指摘 |
|----|---|------|
| 1  | 家具の転倒防止等の対策について、突っ張り棒の取り付けが不十分な所があるので、再度転倒防止の確認を行うこと。                       |      |
| 2  | 消防・避難訓練を5月と11月に行っているが、うち1回は夜間想定訓練を行う必要があるが、行っていなかったため、夜間想定訓練を年2回のうち1回は行うこと。 |      |

## 【契約書・管理規程について】

| 番号 | 指摘内容   | 文書指摘 |
|----|--|------|
| 1  | <p>1.一時介護室について、吹田市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しないため、重要事項説明書に合致しない事項の内容、代替措置の内容、入居者への説明などを記入すること。</p> <p>2.「共用施設」のその他の欄に「機能訓練室」が記入してあり、二重記載になっているので削除すること。</p>  |      |
| 2  | <p>1.管理者を実態に合わせて修正すること。</p> <p>2.薬品管理は施設が行っているので、健康管理の支援を「自ら」と追加表記すること。</p> <p>3.共益費の算定根拠の中に、契約書に記載の無い修繕費が含まれていたため、これを削除すること。</p> <p>4.損害賠償責任保険の加入状況が実際と異なるので現在の加入状況を確認し修正すること。</p> <p>5.提供するサービス一覧表についてサ高住が提供するものだけ「あり」と表記すること。</p> |      |

## 【衛生管理について】

| 番号 | 指摘内容                               | 文書指摘 |
|----|------------------------------------|------|
| 1  | トイレ内の清掃用具は、利用者が触れないよう、他の場所に保管すること。 |      |

## 【健康管理について】

| 番号 | 指摘内容  | 文書指摘 |
|----|---|------|
| 1  | 年2回程度(うち1回は胸部X線検診による結核検診)の定期的な健康診断の機会を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援すること。 |      |

## 【職員の状況について】

| 番号 | 指摘内容   | 文書指摘 |
|----|--|------|
| 1  | 災害時の対応体制について災害対策マニュアル等に施設の防火管理者等の担当者名が明記されていなかったため、災害時に迅速かつ適切に対応できるように、緊急時の基準を定めること。 |      |

## 【研修について】

| 番号 | 指摘内容  | 文書指摘 |
|----|---|------|
| 1  | 人員体制やシフト調整、事故発生後のフォロー（書面だけでなく実際のケア手順のチェック等）など、従業者が安心してケアに当たることができる環境を構築するよう努めること。 |      |